

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

公費負担医療

(生活保護法とジェネリック)

株式会社日医工医業経営研究所 (日医工MPI)

資料作成: 長岡俊広 (公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828

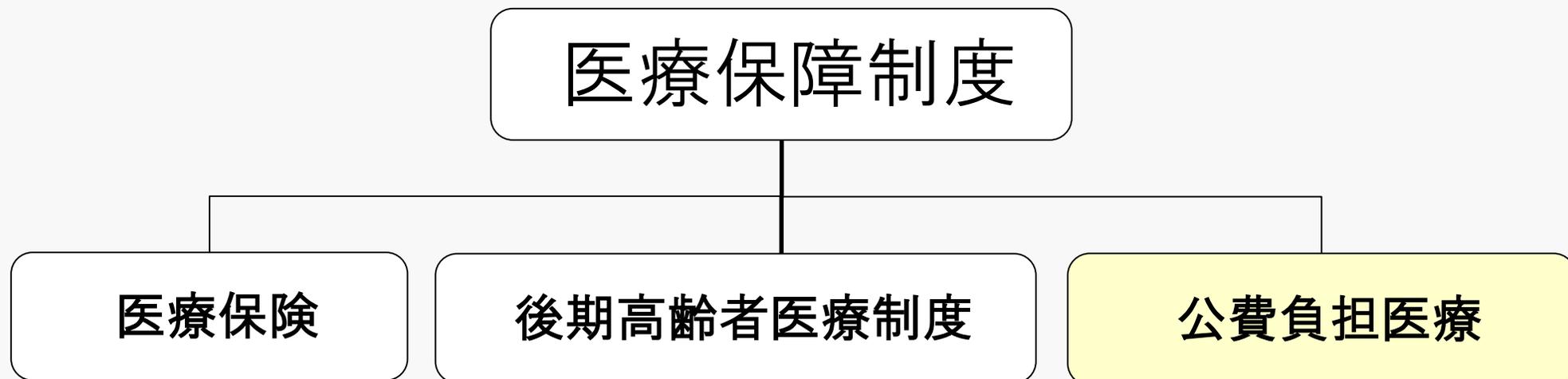


Nikky

資料No. 20130313-305

株式会社 日医工医業経営研究所

公費負担医療制度とは



公費負担医療制度とは...

社会福祉および公衆衛生の向上発展を期するための施策で、国及び地方公共団体が一般財源を基礎として、医療に関する給付を行う制度である。

各制度の主体と手続き方法

制度	主体	申請手続き
戦傷病者特別援護法	国	本人⇒福祉事務所
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	国	本人⇒都道府県
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核以外	医師⇒保健所(届出)
	結核	本人⇒保健所
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	国・都道府県	本人⇒市町村
障害者自立支援法	市町村	本人or保護者⇒市町村
麻薬及び抗精神薬取締法	国・都道府県	医師⇒都道府県知事(届出)
児童福祉法	国・都道府県	保護者⇒保健所
母子保護法	国・都道府県	保護者⇒保健所
特定疾患治療研究事業	都道府県	本人⇒保健所
児童福祉法の措置等	国・都道府県	本人⇒市町村長または都道府県知事
生活保護法	国・都道府県	本人⇒福祉事務所
公害健康被害の補償等に関する法律	都道府県・政令市	(新規の認定は無)
予防接種法	国・都道府県・市町村	本人⇒市町村

公費負担の適用範囲

<p>全疾患が公費負担医療費助成の対象となる制度</p> <p>戦傷者特別援護法or障害者自立支援法によるもので18歳以上が対象(人工透析等)</p> <p>障害者自立支援法によるもので、18歳未満が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・原爆一般 ・更生医療 ・育成医療
<p>定められた疾患を対象に公費負担</p> <p>⇒他の疾患を併発していると公費分点数が生じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神通院 ・難病 ・小児慢性疾患 ・肝炎治療特別対策
<p>定められた疾患の医療費の一部のみを対象に公費負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結核通院

生活保護法

関係法令	憲法25条 生存権 生活保護法
施行時期	1950年5月4日
目的	すべての国民に対し、困窮の程度に応じて、生活や医療等の必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長する。

負担割合

生活保護単独の場合

原則

公費 100%

生活保護と医療保険
併用の場合

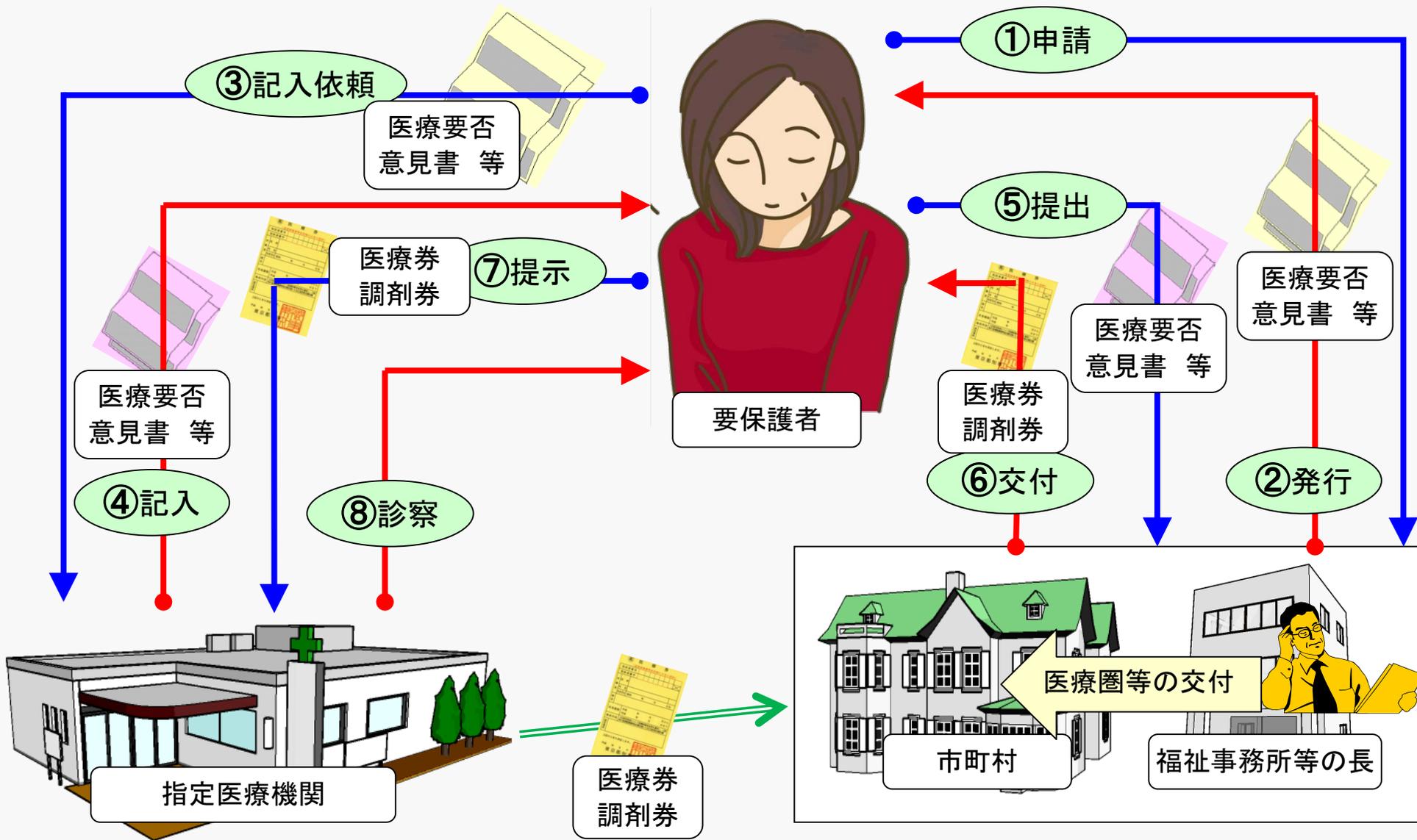
医療保険 70%

公費30%

生活保護を受給すると、その日から国民健康保険の被保険者の資格は喪失するため、国民健康保険との併用はない。

(注)生活保護単独の場合、後発医薬品調剤体制加算等の対象には含めないが、併用の場合は対象とすることができる

生活保護法（医療扶助）の申請から診察まで



生活保護法による医療機関等指定申請書

様式第8号

※ (医療機関)
生活保護法等指定 (助産師) 指定申請書
(施設者)

生活保護法第45条(同法第56条において準用する場合を含む。)の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称			
所 在 地	電話番号: ()		
管 理 者 氏 名		医 療 機 関 等 = 一 下	
診 療 科 名 (業務の種類)			
施設所に勤務する施設者の担当科名及び氏名	担当科名等	氏 名	
健康保険法による指定	有・無	年 月 日指定	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有・無	年 月 日指定	
介護保険法による指定 (訪問看護又は介護予防訪問看護)	—	年 月 日指定	

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
申請者 氏 名 (印)

医療要否意見書

様式第13号

医療要否意見書

※1 内科 2 外科	※1 救急 2 産科 (準・併)	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
(氏 名) (職) に係る医療の要否について意見を求めます。			
			平成 年 月 日
院 (医) 長 殿			福祉事務所長 (印)

傷 病 名 又 は 部 位	(1)	(1) 年 月 日	転 送 (運送の上 を要し)	年 月 日	
	(2)	(2) 年 月 日			治 死 中
	(3)	(3) 年 月 日	診 亡 止		
主 要 症 状 及 び 今 後 の 診 療 見 込 (今後の診療見込に關する臨時検査結果等を記入して下さい。)					
施設 見込期間	入院外	年 月 日開始	① 今回診療日数 1か月間	② 第2か月日数 6か月目まで	福 祉 事 務 所 へ の 連 絡 事 項
	入 院 期 (予定) 年 月 日	年 月 日開始	円	円	
上記のとおり (1 入院外 2 入院) 医療を (1 要する 2 要しない) と認めます。					
福祉事務所長 殿					平成 年 月 日
指定医療機関の所在地及び名称 院 (医) 長 担 当 医 師 (診療科名) (印)					
申請施設 の意見					

(50-取-給)

発行年月日	年 月 日	診療科・検査科請求書 平成 年 月 日
受理年月日	年 月 日	
福祉事務所長 殿		指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は関係者氏名 (印)
下記のとおり請求します。		
この書による 診療年月日	年 月 日	検査者氏名 (職)
請求額	診 療 科	初・再 点 (検査未)
	合 計	点 円
		福祉事務所長 殿 円 差 引 計 円

※ 発行枚数

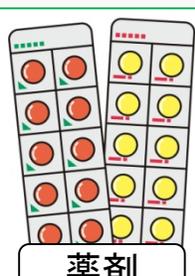
印

生活保護の医療扶助の内容

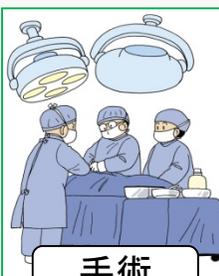
- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料
- ③ 医学的処置、手術およびその他の治療ならびに施術
- ④ 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送



診察



薬剤



手術



居宅



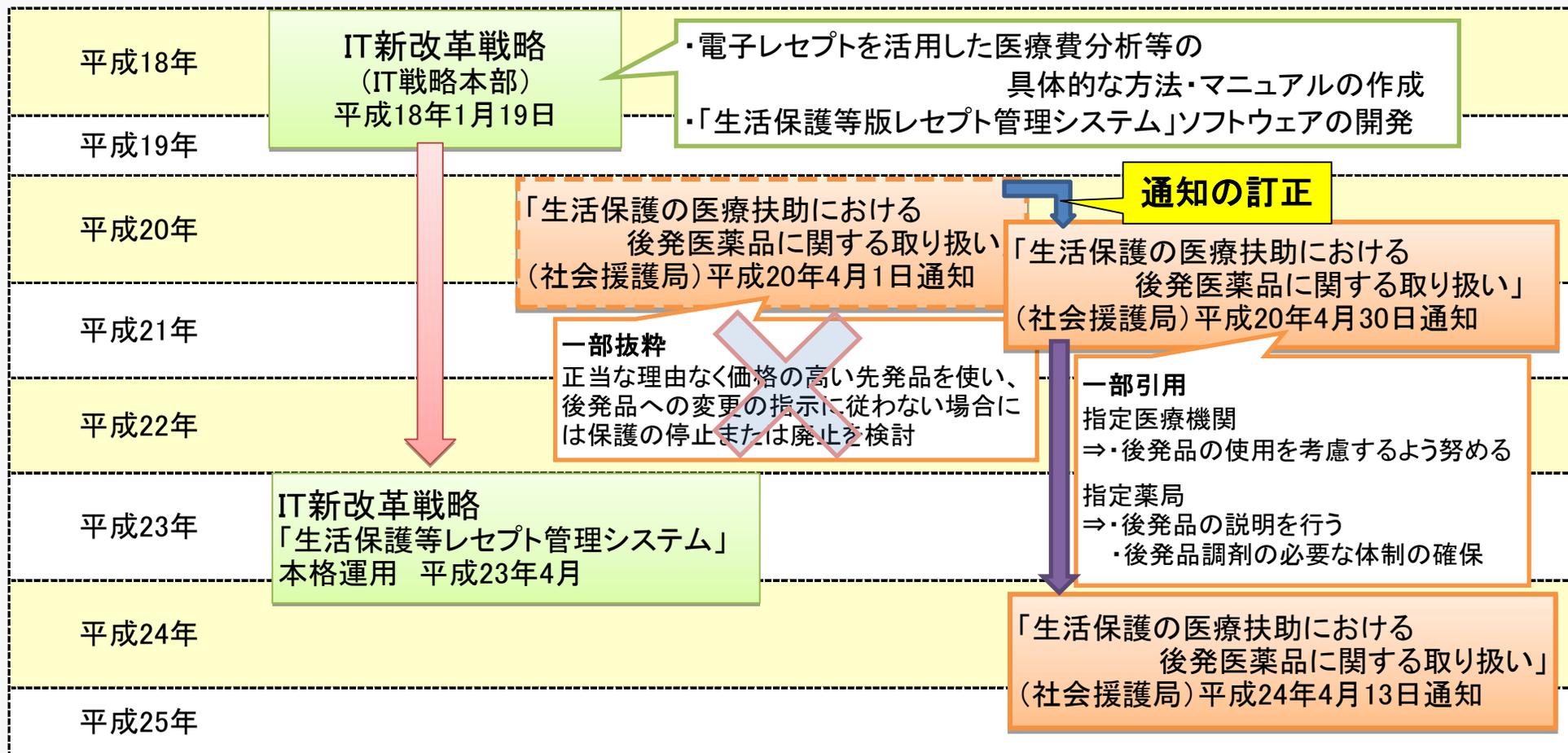
入院



移送

健康保険の療養の給付、療養費の支給
+ α = 眼鏡、氷のう、人工肛門授便器等、医療上必要不可欠なもの
・健康保険等で支給の範囲を超えている薬剤、処置、手術、治療材料についても支給されることもある

生活保護に関する医療行政の流れ



「IT新改革戦略」



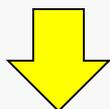
生活保護等版
レセプト管理システム

平成18年1月19日 「IT新改革戦略」(IT戦略本部)
生活保護等版レセプト管理システムの開発

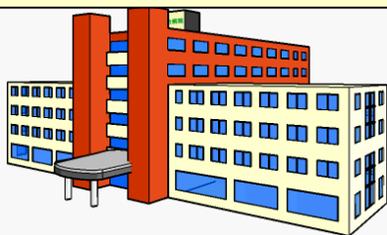
平成23年4月
生活保護の医療扶助に関する診療報酬明細(レセプト)の電子化
→ **本格運用**

医療機関別

- ・レセプト1件当たりの請求点数が高い医療機関
- ・特定の診療行為や検査が多く行われている

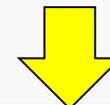


- ・GEの使用が低調な理由の調査
- ・使用促進に向けた協力依頼



個人別

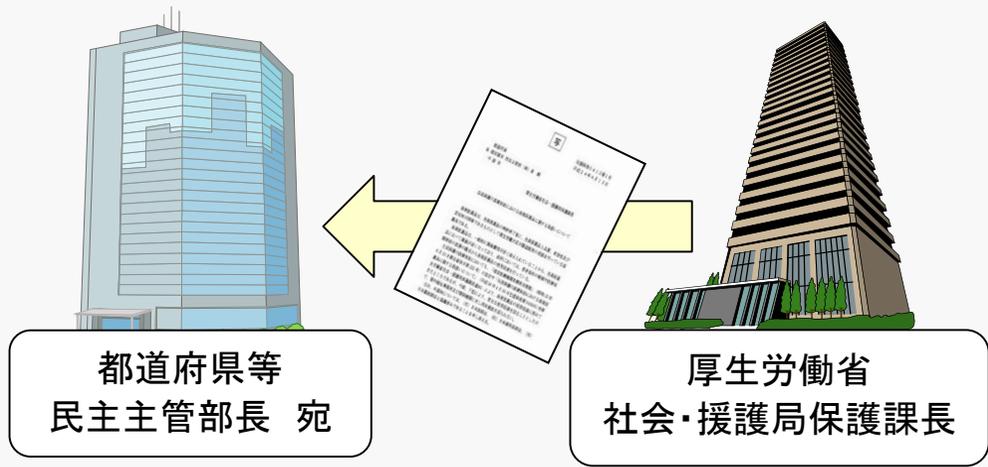
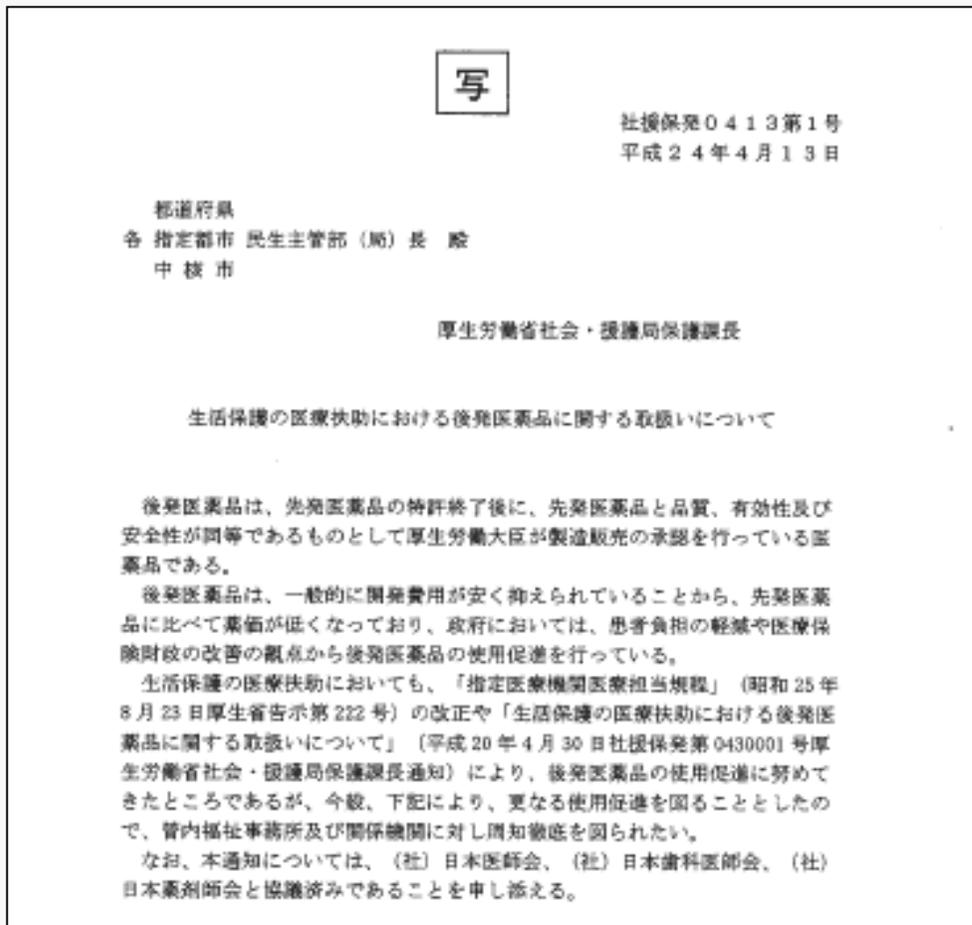
- ・過剰な多剤投与、重複処方を受けている
- ・頻繁な受診



- ・指導対象者リストの作成



平成24年4月13日 生活保護の医療扶助における 後発医薬品に関する取扱いについて



通知に関する具体的取組

～後発医薬品に関する生活保護受給者に対する周知～



生活保護受給者

周知



福祉事務所

- ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であること。
- イ 国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいること。
- ウ 処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合には、**生活保護受給者に対し、薬局において、一旦、後発医薬品の服用を促す**ものであること。
- エ 処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断したにもかかわらず、先発医薬品の使用を継続している者に対して、後日、**先発医薬品を使用している事情等を福祉事務所が聴取する**ことがあるとともに、後発医薬品の品質、有効性及び安全性等について不安がある場合等には、後発医薬品について理解を求めた上で、改めて服用を促すことになること。
- オ 一旦、後発医薬品を服用した者に対しては、その後、改めて服用を踏まえた本人の意向を確認の上、継続した後発医薬品の服用を促すことになること。
- カ 本取組は、生活保護受給者の理解の上、後発医薬品を服用することを促すものであり、**強制するものでない**こと。

通知に関する具体的取組

～指定薬局に対する取組～



説明・協力を要請



次項
参照

- ア 生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなどにより、本取組の実施に理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。
- イ 指定薬局に対して、医師の判断により後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、**後発医薬品を一旦服用することを促して**頂くよう協力を求めること。また、後発医薬品を一旦服用した生活保護受給者に対して、服用を踏まえた本人の意向を確認の上、**継続して後発医薬品を服用することを促して**頂くよう協力を求めること。
- ウ 上記イにより指定薬局に対して本取組への協力を求めた後、下記(5)のウにより、後発医薬品の選択等について説明されなかったとの回答があった場合、当該指定薬局に対して、その事情を踏まえたうえで、改めて本取組への協力を求めること。

次次項参照

指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

別添 2

生活保護におけるジェネリック医薬品（後発医薬品）
の使用促進について御協力のお願い

参考にする
文書例

- ① ジェネリック医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であること。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいること。
- ③ 生活保護では、本人の同意のもとで、ジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしていること。
 - ※ 一旦服用する期間は、1回の処方期間を目安。
 - ※ 処方医がジェネリック医薬品への変更を不可としている場合は、本取組の対象外。
- ④ ジェネリック医薬品を一旦服用した後に、本人の意向により元に戻すことは可能であること。

生活保護の患者さん用のジェネリック説明ツール

別添 1

ジェネリック医薬品とは？

Q. どんなお薬なの？
ジェネリック医薬品は、後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後につくられた薬です。

Q. 効き目や安全性は大丈夫？
ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ成分を同じ量含む薬で、厳正に審査したものが使われています。
ジェネリック医薬品と先発医薬品は、品質や効き目、安全性が同じです。

Q. みんな使っているの？
先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とすことなく、医療費の削減につながります。
このため、欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品について
わからないことや不安なことがあるときは、福祉事務所や医師または薬剤師に相談しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

ジェネリック医薬品について
～生活保護を受給している皆さまへ～

一旦、使ってみませんか？

〇〇市
厚生労働省

皆さまにジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしています。

ジェネリック医薬品をあまり服用
されていない場合に、事情をお伺い
することがあります。

ジェネリック医薬品を一旦、服用
した後も続けてみてください。

福祉事務所では、ジェネリック医薬品の服用状況を確認しています

ジェネリック医薬品を服用していない方には、事情をお伺いすることがあります

服用に不安がある方は、福祉事務所や医師または薬剤師にご相談ください

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後に、薬局や福祉事務所から、継続して服用することの説明やご意向の確認を受けることがあります

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後に、これまでのお薬に戻すことはできませんが、ジェネリック医薬品は、品質や効き目、安全性はこれまでのお薬と同じですので、特に変更する必要がなければ続けて服用してみてください

生活保護を受給している皆さまにおかれましても、ジェネリック医薬品の普及促進にご理解・ご協力をお願いします

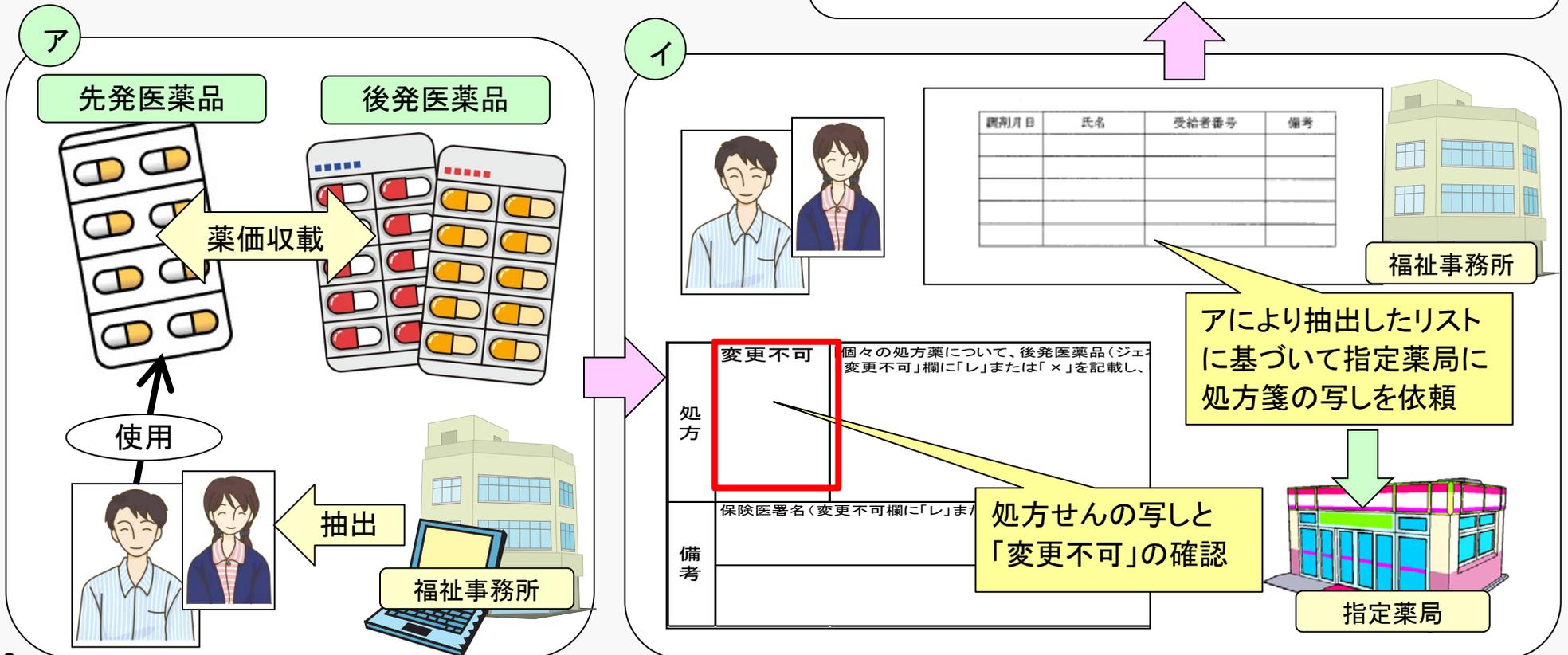
※ ジェネリック医薬品の服用を強制するものではありません

通知に関する具体的取組

～後発医薬品を使用していない者の確認～

- ア 調剤報酬明細書の確認
- イ 処方せんの確認
- ウ 生活保護受給者に対する確認

ウにより確認されたものに対して、先発医薬品の使用に係る状況(指定薬局より後発医薬品の選択等について説明を受けているか等)の確認を行うこと。



平成22年度生活保護負担金（事業費ベース） の扶助別内訳

項目	金額	割合
生活扶助	11,552億円	35%
住宅扶助	4,996億円	15%
医療扶助	15,701億円	47%
介護扶助	659億円	2%

自民党総合政策集 (J-ファイル2012)

<Jファイル目次> (328項目)

- I. 復興と防災
- II. 経済成長
- III. 教育・人材育成、科学技術、文化・スポーツ
- IV. 外交・安全保障
- V. 社会保障・財政・税制
 - 1. 社会保障制度 (32項目)
 - 2. 財政・税制
- VI. 消費者、生活安全、法務
- VII. エネルギー
- VIII. 環境
- IX. 地方の重視・地域の再生
- X. 農林水産業
- XI. 政治・行政・党改革
- XII. 憲法・国のかたち

